

平成 28 年（行ケ）第 3 号

地方自治法第 251 条の 7 第 1 項の規定に基づく不作為の違法確認請求事
件

原 告 国土交通大臣 石 井 啓 一

被 告 沖縄県知事 翁 長 雄 志

積明書（ 3 ）

平成 28 年 8 月 10 日

福岡高等裁判所那覇支部民事部 B 係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 竹 下 勇 夫

同 加 藤 裕

同 松 永 和 宏

同 久 保 以 明

同 仲 西 孝 浩

同 秀 浦 由 紀 子

同 亀 山 聡

被告指定代理人

謝 花 喜一郎

池 田 竹 州

金 城 典 和

城 間 正 彦

玉 寄 秀 人

新 垣 耕

神 元 愛

城 間 恒 司

山 城 智 一

川 満 健太郎

山 城 正 也

大 城 和華子

島 袋 均

桃 原 聡

奥 平 勝 昭

吉 元 徹 成

宮 城 勇 治

永 山 正

多良間 一 弘

中 村 猛

當 銘 勇 太

矢 野 慎太郎

桑 江 隆

知 念 宏 忠

崎 枝 正 輝

神 谷 大二郎

具志堅 洋 介

本書面は、平成 28 年 8 月 3 日付けで裁判所から示された釈明事項のうち、1(6)について回答するものである。

1 釈明事項

答弁書 40 頁 7 行目以下の主張は、本件承認処分に瑕疵があることを前提としていると考えられるところ、原告は本件承認処分について瑕疵がないとの主張を前提としているので、あえて主張する意味があるのか。

2 回答

- (1) 答弁書は 63 頁まであり、40 頁 7 行目以下には、大きく言うと、職権取消制限法理に係る反論と、不作為の違法が認められないことに係る主張があるが、釈明事項は、職権取消制限に係る主張についてのものであると善解して回答する。
- (2) 被告は本件埋立承認について瑕疵があるとして本件埋立承認取消しをしたものであるが、原告は、本件是正の指示の理由として、「仮に、取消処分の理由において指摘するような法的瑕疵が存在したとしても」として「取消制限法理からも取消しが許されないこと」を是正指示の理由とし、訴状においても職権取消制限法理を関与(是正指示)の理由として主張している。
- (3) 被告は、これに対して反論をしているものであり、これは「主張をする意味」である。
- (4) 是正指示理由について反論をすることについて「主張する意味」を釈明することの意味は、理解不能である。

「原告は本件承認処分について瑕疵がないとの主張を前提としているので、あえて主張する意味があるのか。」との釈明をするのであ

れば、それは原告に対してなされるべきものであろう。

本釈明は、釈明をする意味が理解できず、かつ偏頗なものであると言わざるをえない。

以上